

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和4年5月9日

四條畷市農業委員会議事録

令和4年5月9日(月)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	東山 幸史、西川 一也、北田 澄子 狭山 清隆、築山 義治、林 秀一、浦川 秀一、久門 廣美 田伏 和司、平井 勉、小林 克重

2 本日の欠席委員

土井 一憲

3 本日の事務局職員

事務局長	西野 英晃
事務局主査	松原 孝雄
事務局書記	久保 光希

4 本日の議案

日程第1 [議案第86号]	農地法第3条の規定による許可申請の件
日程第2 [議案第87号]	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第3 [議案第88号]	相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、狭山 清隆委員と築山 義治委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいたいと思いますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第86号

農地法第3条の規定による許可申請の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第86号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第3条とは農地を農地として使用するために、所有権を移転したり、農地を貸し借りする場合に必要な許可になり、この申請書が提出されますと譲受人が適正に農地を管理できるかどうかを判断することになります。番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
大字下田原986-1は下田原集会所の西側付近で、現況は、現地写真1段目の左側のとおりです。
譲渡人は申請地を相続により取得したものの、自身での農地利用ができないため、譲受人へ相談し、所有権移転に至ったものです。
なお、4月28日(木)午前10時から地区農業委員の東山委員と現地立会い調査を行い、申請者から説明を受けました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第2

議案第87号

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第87号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第5条の届出とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No2をご覧ください。
中野本町370は正法寺の北側付近です。
現況は、現地写真1段目の右側のとおりで、転用目的は屋外駐車場となっております。
なお、地区農業委員の田伏委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第88号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。

この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。

番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。

岡山2-403, 404, 414は忍ヶ丘駅の北西側付近でございます。

現況は、現地写真2段目の左側から3段目の左側のとおりで、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。

事務局からの説明は、以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員
議長

なし。

ないようですので、この件については委員会報告と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会長

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 委員

令和 年 月 日 書記